

第39回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：令和4年7月13日（水）

開会 午後 3時00分

○事務局（松倉課長代理） 皆様、お待たせいたしました。定刻が参りましたので、ただいまから第39回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきます。

私は本日の司会を務めさせていただきます、環境局事業部事業管理課まち美化担当課長代理の松倉でございます。よろしくお願ひいたします。

初めに、ただいま出席いただいております委員の皆様方は、7名中6名でございます。大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項の規定により、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、佐々木委員におかれましては、本日、所用のためご欠席されております。

ここで傍聴の皆様方にお願ひいたします。あらかじめ事務局からお配りさせていただいております傍聴要領に従い、お静かに傍聴していただきますよう、ご協力よろしくお願ひいたします。

また、本日は毎日放送と毎日新聞社が取材に来られており、撮影を求められております。報道関係者の皆様にはあらかじめ事務局からご説明いたしましたとおり、会議の進行の妨げにならないよう、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

まず、本日、小谷委員につきましてはウェブでの参加になりますので、よろしくお願ひいたします。

委員の皆様、紹介させていただきますが、お名前のみのご紹介とさせていただきますので、ご起立の上、一言ご挨拶をお願ひいたします。

初めに、委員長の青木委員でございます。

○青木委員長 青木です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（松倉課長代理） 委員長代理の小谷委員でございます。

○小谷委員長代理 失礼いたします。同志社大学の小谷でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（松倉課長代理） 近藤委員でございます。

○近藤委員 近藤でございます。よろしくお願ひします。

○事務局（松倉課長代理） 谷内委員でございます。

○谷内委員 谷内です。よろしくお願ひします。

○事務局（松倉課長代理） 玉川委員でございます。

○玉川委員 玉川と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（松倉課長代理） 山内委員でございます。

○山内委員 山内です。よろしくお願ひします。

○事務局（松倉課長代理） 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。環境局長の堀井が本日所用のため欠席させていただいているため、代理出席させていただいております環境局理事、山本でございます。

○山本理事 環境局理事の山本でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

本日はご多用の中、大阪市路上喫煙対策委員会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本市におきましては、本年3月に市長より、2025年の大阪・関西万博の開催都市としてSDGsの達成に向けて路上喫煙の禁止対象を全市域に拡大するという方針が示され、本日、後ほど市内全域における路上喫煙禁止について諮問をさせていただくこととしております。国内外から多くの来阪者が見込まれる万博を控えまして、また、路上喫煙防止条例の施行からは15年が経過し、最近では改正健康増進法の施行や条例の制定など、喫煙を取り巻く状況も変化をしてきている中で、様々なご意見があるかと思われます。

大きな課題ではございますが、委員の皆様にはどうか活発なご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げまして、簡単ですけれどもご挨拶とさせていただきます。本日はど

うぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（松倉課長代理） ありがとうございます。

続きまして、環境局事業部長、川島でございます。

○川島部長 川島でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（松倉課長代理） 環境局事業部まち美化担当課長、木村でございます。

○木村課長 木村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（松倉課長代理） また、これまで路上喫煙対策と共に取り組んでまいりました関係局につきましてもご出席させていただいております。健康局受動喫煙防止対策担当課長、岡村でございます。

○岡村課長 岡村でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（松倉課長代理） 消防局予防部予防課副課長、松田でございます。

○松田副課長 松田です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（松倉課長代理） 危機管理室危機管理課長代理、金谷でございます。

○金谷課長代理 金谷です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（松倉課長代理） また、今回より建設局におきましても出席させていただいております。建設局公園緑化部企画運営担当課長、池松でございます。

○池松課長 池松でございます。よろしくお願ひします。

○事務局（松倉課長代理） それでは、議事に入ります前に、ここでお手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

初めに、本日の大阪市路上喫煙対策委員会、次第でございます。次に、委員名簿と本日の配席図でございます。次に、第39回大阪市路上喫煙対策委員会資料と記した冊子になっております。よろしいでしょうか。また、条例規則をまとめた参考資料も緑のファイル、お配りしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これ以降の議事につきましては青木委員長に進行をお願いしたいと存じます。委員長、よろしくお願ひいたします。

○青木委員長 委員長の青木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

先般、答申をまとめていただきまして、委員の先生方には最後まで字句のご意見をいただきまして、無事答申ができましたのでありがとうございました。と思ったら、次にまた新たな課題がありまして、本日、新たな課題についての諮問を後で承る予定にもなっております。いろいろお忙しい中とは思いますが、また活発なご議論いただきますようよろしくお願ひいたします。

では、議題に入らせていただきますが、その前に本日は毎日放送と毎日新聞社の各社が撮影の許可を求めておられますので、許可をさせていただきたいと思っております。どうぞ皆様にはよろしくお願ひいたします。

では、議題の 1 から早速入っていきたいと思います。

議題 1 は、この間の路上喫煙対策に関する大阪市の取組状況全般につきましてご報告をいただきまして、この間の活動を振り返るということにしたいと思っております。

では、議題 1 のこの取組状況について、ご報告を事務局からよろしくお願ひいたします。

○木村課長 そうしましたら、資料 1 番のほう、見ていただけますでしょうか。こちらは令和 3 年度、昨年度の路上喫煙対策に関する取組状況についての報告でございます。5 項目ございまして、資料に沿って順にご説明いたします。

まず、1 ページ目の普及啓発活動についてですが、路上喫煙対策につきましては、路上喫煙の防止制度について知っていただくことが大切ですので、啓発物品などを使用して、マナーエリア団体とも一緒に協力して啓発に努めているところです。昨年度は新しい啓発物のほうを作成いたしまして、どうしても受け取ってもらえないものだと、なかなか周知も進まないということで、コロナの関係もありましたので、除菌ウエットティッシュを作り、配っております。また、ちょっと清掃活動なんかをするときに、ポイ捨てをやめていただくという観点、あとは路上喫煙をしないようにという観点から、目立ちやすい形でビブスを作って、活動のときに使ったらいだらうと

ということで、目立つような黄色のビブスを新たに作りまして、私たちも毎月1日にこの辺りで地域清掃を、ほかの会社さんとも協力しながらやっているところですが、そういうといったときに使えるように作っております。

2番が新しい啓発ポスターで、こちらは専門学校の学生さんにご協力いただきまして、路上喫煙をしないように訴えかけるようなポスターを作りたいという意向をお伝えして、学生さんがいろんなデザインを作っていただいた中から選定いたしまして、こちらの2つのポスターを作ったところです。こちらはデータでいただいているので、サイズもA3にしたり、B3にしたりとか、そういう形で日頃、広聴なんかが寄せられたときに使っていただけるように、建物の管理者にお渡しするのにも使いやすいものになっていますので、こちらを使って掲出していただいて、路上喫煙が生じているようなところをできるだけフォローできるような形で使っているところです。

3番が啓発動画の作成なのですが、こちらは平成31年度に作ったものを今も使っている状況でして、昨年ももう少し上手に動画配信を使っていったらどうかというようなご提案もいただいたのですが、今年は特にこれから全市禁止に向けて取り組んでいくということもございまして、市の内部で新たな動画を作成するような形で、それを使って周知を進めていきたいと思っておりますので、また新たなものができましたら、報告させていただきたいと思っております。

4番が毎年度やっております成人式での喫煙マナー向上の啓発ということで、1万1,100枚作りまして、新成人の方たちにお渡ししております。

めくっていただきまして、次に過料処分の適用の状況についてご説明させていただきます。こちら令和元年度から令和4年度の6月末までのものを掲載させていただいているのですが、一番下の合計欄を見ていただきたいのですけども、令和2年度と令和3年度につきましては、コロナの関係もございまして、前にもご報告させていただいていたのですが、本市の喫煙所について感染予防の観点から閉鎖をして、喫煙所の付近で吸わないように指導・啓発に結構尽力を注いできたところもございまして、

令和2年度と令和3年度は例年よりも少ないような状況にあったかと思い、令和元年度と今年度を比較できるように、令和元年度まで合計数を書かせていただいているところです。

これを見ていただきますと、令和4年度の4月から6月の3か月で1,228件ということで、単純にこれを4倍すると年間の件数になるのですが、単純に計算すると4,800件ということで、令和2年度、令和3年度はもちろんですけども、令和元年と比較してもかなり多い件数となっておりまして、今年度は増加傾向になっています。過料の処分件数ですが、指定区域がだんだんと広がってきてるので、それぞれの区域では件数のばらつきはあったりするのですけども、どちらかというと、こちらの取組みを、どこを特に中心に回っているかというようなところもございますので、どちらかというと、総数で見ていただいたほうが分かりやすいかと思っております。

続きまして、3ページ目に移っていただきまして、こちらは特定の日に路上喫煙がどれだけあるかということで、定点調査を毎年度実施しているものの結果でございます。下の表を見ていただきますと、平成18年度が、路上喫煙防止の取組みを開始する前の喫煙率になります。こちらについては、禁止地区、たばこ市民マナー向上エリア、上記以外の場所、全域と、全ての項目で、平成19年に条例を制定し取組みを開始してから、平成20年度は大幅に路上喫煙率が下がりまして、そこから少しリバウンドしている部分も、禁止地区を増やしたりしているところがあるため、影響があるのですけども、長年軒並み減少傾向に、路上喫煙率はなってきたところです。昨年ご説明させていただいた時には、令和2年度は下げ止まり状況ですというようなご説明をこちらの委員会でもしていたのですけども、令和3年度の数値を見た時に、小さい数字ではあるのですが、それぞれ禁止地区も、マナーエリア地区も、それ以外の地区も、全域も含めて、路上喫煙率が上がっているような状況が見られます。実際、先ほど申し上げたとおり、令和元年度から令和2年度はコロナの影響で人の流れも減少していたところもあるのですけども、実際比較してみると、平成30年度がコロナの影

響があまり少ないかと思って見たのですが、その時は62万人の通行者に対して1,134人の喫煙者がいらした状態で、それに対して令和3年度は、39万人の通行者に対して喫煙者数が1,160人ということで、通行者数が少ないので喫煙者数が変わらない状況でして、少し喫煙率が増えているような状況が見られます。

続きまして、広聴件数についてです。4ページのほうを見ていただきたいのですが、こちらは大阪市の市民の方から寄せられる苦情であるとか、提案であるとか、そういったものをいただいて、それに対して本市の考え方をご説明する市民の声という制度を含めまして、メールでいただいたものや電話でいただいた広聴の推移でございます。平成30年度が332件に対して、令和元年度は少し増えて、令和2年度は大幅に300件近く増えており、令和3年度もやはり増加傾向にあり、令和2年度からまた200件近く増えているような状況です。昨年度の委員会でもお話しをしていたと思うのですが、令和2年度から広聴件数が大幅に増加しているような状況にあります。こちらについては、日々、私たち広聴対応している担当者からしますと、やはり令和2年4月に、健康増進法の一部を改正する法律が全面施行されたことによって、屋内の喫煙については、原則禁煙になってしまったことから、建物内から路上のほうに出てきて喫煙される人が増えているような状態が見受けられるようになって、それに対して、大阪市で何とかしてほしいというようなご相談が増えているような状況がございます。

昨年どういった意見が多かったかを、下の四角囲みのところで書かせていただいておりまして、こちら、1番から順に多かった意見を並べさせていただいております。こちらは上の件数と違っているのが、例えばメールで1件意見をいただいたとしても、1番の路上喫煙対策の強化と4番のたばこのポイ捨てについて、ご意見をいただくこともありますので、その場合はそれぞれの項目に1つずつ足しておりますので、項目別のトータルの数字が、上の広聴件数の816件よりも多くなっているのはそういうことでございます。

参考に、昨年度との比較を書いているのですが、①の路上喫煙対策の強化を求める声が、前年度と比較して大きく増えています。中身としては、禁止地区の拡大を求めるようなものであるとか、もうちょっと厳罰化できないかといったような声が多く市民から寄せられている意見に関しては、路上喫煙の対策強化を求められているような状況でございます。

②の啓発の充実、灰皿の撤去等についてですが、例えば道路上に置いている灰皿について、路上喫煙されて困るから撤去してほしいというような連絡があったときに、こちらのほうで対応して、現場を見に行ったりしているのですけども、そういった声が寄せられるものが2番のほうに振り分けているものでございます。

③の受動喫煙についてというのが、受動喫煙という単語がそのまま書かれている意見について、こちらで掲載させていただいておりまして、ここは昨年度と比べると、少し減っているのですが、受動喫煙という言葉が一定定着してきたためか、当初は改正健康増進法の関係で、受動喫煙という単語が、使われることが多かったのではないかというのが、こちらの感覚でございます。

④には、たばこのポイ捨てについて意見数をあげさせていただきしております、⑤のその他につきましては、ちょっと枠外にも書かせていただいているのですが、先ほどお伝えしておりました喫煙所の緊急事態宣言中の閉鎖に関して、開けてほしいといったご意見が寄せられたり、大阪市の職員の路上喫煙に関する苦情が寄せられたりしております。

続きまして、5ページ目を見ていただきまして、こちら、たばこ市民マナー向上エリア団体の活動報告になりますが、大阪市では、行政だけでは、なかなか路上喫煙の問題を対策するのは難しいと考えております、市民の皆様、特に商店街の方とか地域の方、また企業にご協力いただいているのですが、マナーエリア団体で、清掃活動であるとか、制度周知をしていただいておりまして、令和3年度は701団体が701回、延べ人数1万3,689人の方がご参加いただきました。こちらにつきましては、

主な活動内容としましては、ポケットティッシュを配っていただきたりですとか、のぼり、ポスターなんかをエリアの中に掲出していただきたりとか、清掃活動を実施していただきております。こちらにつきましても、コロナの影響で令和2年度、令和3年度については、なかなか活動が難しいところだったのですけども、人との接触をしないような形で、音声で案内していただくとか、ほかの違法駐輪対策とか、屋外広告物の撤去なんかの作業と一緒に案内をするとか、イベント数をそんなに増やさないように、活動していただくなど、工夫しながら活動していただいているような状況でございます。

令和3年度の活動内容につきましては、以上でございます。

○青木委員長 ありがとうございました。それでは、ただいまの報告につきまして、委員の皆様からご質問、あるいはご意見ございましたらよろしくお願いいいたします。全般、どの部分でも結構ですでお願いいたします。いかがでしょうか。ございませんか。よろしいですか。

小谷先生、いかがですか。

○小谷委員長代理 ありがとうございます。じゃあ1点お伺いさせていただきたいと思います。

○青木委員長 どうぞ、お願ひします。

○小谷委員長代理 過料処分件数の件と、それから広聴のところでもご意見として厳罰化をというようなお声があったということですけれども、エリアが広がるに従って、過料等の徴収体制というのもどのように確保していくかということが課題になると思うのですが、この間、エリアの拡大に伴って、その辺についてはどのような状況なのかということをお教えいただけますでしょうか。

また、以前にご報告いただいたことですけれども、現在の過料の金額、この点について改めて市としてはどのように捉えていて、ある程度、実効性があるとお考えかどうか教えていただければと思います。

○青木委員長 ありがとうございました。では、今の過料徴収体制が現在どうなっているかという点と、あと1,000円の過料の金額の実効性の2つをお願いいたします。

○木村課長 大阪市では今の体制としましては、警察のOB職員の方が中心になって過料徴収を実施していただいております。13名おりまして、4名で班を作って、基本的には活動をしているところでございます。警察OBの方に指導員として委嘱して業務を担っていただいている理由としましては、やはり喫煙を、喫煙者の方からしたら、やっとこれから吸おうとしているところで、まずは火を消してもらって、それから条例の趣旨を説明して、過料徴収を行ってもらうという、喫煙者の方にとってはすごくストレスのたまる状態の中で、厳しく喫煙行為を止めていただいた上で、きちんと理解を進めていただき、過料を徴収しないといけないということがございまして、現役時代に培ったトラブルとかの対応等ができるような警察のOBの方に実施していただいているような状況でございます。

過料金額についてなんですけども、平成19年にこの条例を制定しましてから、過料の金額につきましては、当初から1,000円で実施をしておりまして、こちらについても確かに広聴で先ほど厳罰化を求めるといった声もあるという中には、もっと高い額を取ったらいいのではないかというようなご意見もございますが、私たちは過料金額を多く徴収することを目的としているわけではなく、過料徴収をすることで、ルールを守らなかつた人たちに路上喫煙をしないように促すきっかけ、行動を変えていただくための過料という形で、そういった今後しないようにという形で、過料として適用して1,000円を徴収しているところでございまして、金額につきましては、今回、路上喫煙の全市禁止ということで、1,000円で十分ではないかと、金額の多寡ではないのではないかという意見が、今はあるところでございますが、今後、諮問してから、委員の方から過料の金額とか、取締り体制につきましては、ご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、また諮問してからご意見をい

ただけたらと思います。

あと、禁止地区の拡大に関してですが、この間、禁止地区を順次拡大してきておるところですが、基本的には大きくは過料徴収の指導員の体制自体は変わってないのですけども、北区ＪＲ大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域と、天王寺区、阿倍野区天王寺駅周辺地域を令和2年2月1日に拡大をしておりまして、その時に、新たに警察OBの方を増やすことはできなかったのですけども、事務的なお金の集金とか、そういうことをサポートできるように、職員を4名増やしまして、当初4名3班だったところを、指導員3人にプラスもう一名、事務の職員がついて、4名の4班体制ということで、指導員以外に実際の徴収のサポートをする職員を増やしたような形で実施をしておるところです。

その後にも、禁止地区を長堀通りやこども本の森中之島を増やしておりますが、そのタイミングでは人は増やしておりませんし、平成31年2月に中央区戎橋筋、心斎橋筋を増やしたときにも体制は変えずに、限られた人数の中で1日の取締りのルートを工夫したりすることで、対応しているような状況でございます。

○青木委員長　　ありがとうございました。これは、平日、土日と稼働は全日やっておられるのでしょうか。

○木村課長　　年末年始を除いて、毎日取締りを、土日も含めて実施をしております。

○青木委員長　　ありがとうございます。小谷委員、よろしいですか。

○小谷委員長代理　　はい、ありがとうございました。以前にも過料についてはお調べいただいたいて、結構自治体によって様々で、過料を設定していないところから、金額も様々で、場合によっては高額の設定をされているものの徴収歴がない自治体もおありになったと思いますので、今日ご意見、お考えをお聞きして、また今後、委員会で話し合っていければよいのではないかと思います。ありがとうございました。

○青木委員長　　ありがとうございました。次、谷内委員お願いします。

○谷内委員　　2ページ目の資料で、令和4年度の分をちょっと単純に4倍してみて、

他の年度と比べてみたのですけれど、天王寺、阿倍野区天王寺駅周辺と、北区ＪＲ大阪・阪急大阪梅田駅周辺がかなり大幅に増えているということかなと思うんです。この原因について、大阪市のはうで何か分析されているとか、把握されていることはありますでしょうか。

○木村課長　　ありがとうございます。こちらのはうで先ほどちょっと申し上げた部分にも重なってくるのですけども、実際に過料処分の対策を講じないといけない場所、ここが最近、路上喫煙が多いなという所があれば、そこを優先的に回っていただくようにしておりまして、基本的にはルートを決めながら回っていただいているのですが、特に対策が必要な所について回っていただいたりしていることもあるので、単純に毎年度同じ所を同じ時間帯だけ回っていたかといえば、そういうわけではないのですけども、そういったちょっとルートの取り方とかで、少し件数のばらつきはあるかと思っております。

実際、私たちが日々、どこで過料処分を行ったかというのを見ていると、どうしても偏りがあるって、同じ場所で路上喫煙が生じていることが多くて、本当に場所によつたら一斉に数人の方が吸っているのを指導員のはうで言って止めてもらって、過料を適用するというようなケースもございますので、実際、それぞれの禁止地区の中でも、この場所が特に対策が必要という所はやはりありますて、今後また全市で展開するときには、実態に応じて対応の方はしていかないといけないかなと思っております。

○青木委員長　　よろしいですか。はい、ありがとうございます。

その他の方はいかがでしょうか、よろしいですかね。

(なし)

○青木委員長　　そうしましたら、今日のそれぞれのご報告は、今後の全市を禁煙にしたときの様々な対策に、ダイレクトに結びつくようなお話でもありますので、その時にまた振り返って、必要なデータなども見ながら検討していきたいと思いますので、

よろしくお願ひいたします。

では、1番目の議題は以上で終了させていただきます。

2番目の議題に移らせていただきます。新たな諮問をいただく予定になっております。市内全域における路上喫煙の禁止について入りたいと思います。

これについては、事務局の方で進行をお願ひいたします。

○事務局（松倉課長代理） それでは委員長、前の方によろしくお願ひいたします。
山本理事はこちらの方でよろしくお願ひいたします。

○山本理事 大環境事第522号

令和4年7月13日

大阪市路上喫煙対策委員会 委員長 青木佳史様

大阪市長 松井一郎

「市内全域における路上喫煙禁止」にかかる考え方について（諮問）

標題について、大阪市路上喫煙の防止に関する条例第5条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

（諮問理由）市内全域における路上喫煙禁止にかかる考え方について

1. 市内全域における路上喫煙禁止について

大阪市では、路上喫煙対策事業を市政の重点施策と位置づけ、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、健康、防火、防災、まちの美化の観点から、「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を平成19年に制定しました。

同条例に基づき、「大阪市路上喫煙対策委員会」のご審議をいただき、これまで6か所の「路上喫煙禁止地区」を指定し、地区内における違反者に対して、1,000円の過料を科しています。

一方、健康増進法の改正や大阪府子どもの受動喫煙防止条例及び大阪府受動喫煙防止条例の制定など、喫煙をめぐる社会状況は大きく変化しており、本市は2025年の大阪・関西万博の開催都市として、SDGsの達成に向けて、受動喫煙の問題も含

めて路上喫煙対策をより一層進めるため、令和7年1月を目途に路上喫煙の全市域禁止に向けて取り組むこととしています。

これまで本市では、路上喫煙の問題は基本的にマナーやモラルの問題であり、禁止地区における規制が全市的に路上喫煙の抑止や良好な喫煙マナーのPR効果をもたらすものと考えて取り組んでまいりましたが、市内全域を路上喫煙禁止にすることは、これまで禁止地区を指定して進めてきた路上喫煙対策の大きな転機となります。過料徴収など罰則を伴う規制は、喫煙する自由を一定制限することとなりますので、喫煙者に対する配慮も含めた環境の整備、路上喫煙による受動喫煙等の被害の未然防止といった観点や抑止効果といった要素も勘案して総合的に進めていく必要があると考えており、市内全域における路上喫煙禁止についてご審議をお願いするものです。

2. 喫煙所について

これまで本市では、禁止地区の指定にあたって、貴委員会の答申を踏まえ、「マナーを守った喫煙」のための場所の確保も必要であるとの考え方のもと、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがないことを前提とし、禁止地区のもつ啓発・PR効果を高めることを期待して、喫煙所を設けてきました。

市内全域における路上喫煙禁止の実効性の確保については、喫煙される方々のご理解とご協力にかかっていることから、喫煙者と非喫煙者が共存できる分煙環境の整備が重要な課題であり、喫煙場所の確保、喫煙所の設置の必要性を認識しているところです。

そのため、全市域での路上喫煙を禁止するにあたり、喫煙所の整備のあり方についてご審議をお願いするものです。

3. 過料徴収及び啓発指導体制について

現在の禁止地区においては、路上喫煙防止指導員が巡回し、啓発活動や条例違反者に対する過料徴収を行っており、全市域を禁止地区に拡大した場合も、同様の対応が必要と考えています。

現在、啓発指導体制の運用にあたっては、本市の財政状況や費用対効果も勘案しながら、他の活動等とも連携し、経費の削減と、より高い啓発効果が得られるよう努めているところですが、全市域を禁止地区に拡大した場合には、大幅な体制の強化充実が必要と考えているところです。

そのため、効果的な過料徴収、啓発指導体制についてご審議をお願いするものです。

4. 「たばこ市民マナー向上エリア制度」の充実について

本市では、平成20年から、全国に先駆けて「たばこ市民マナー向上エリア制度」を設け、市民のマナー意識を高め、安心、安全で快適なまちづくりを進める観点から、地域住民の方々や事業者の団体が主体となり、本市と協力して、のぼりの設置や啓発リーフレット、ティッシュ等の配布、啓発ポスターの掲示等を行い、路上喫煙防止に向けた普及啓発活動に取り組んでいただいている。令和4年6月末の時点で、70団体に活動していただいているところです。

本市としては、令和7年1月を目指し、路上喫煙の全市域禁止に向けて取り組むにあたり、たばこ市民マナー向上エリア団体の活動を充実させることが重要な課題であると認識しており、ご審議をお願いするものです。

5. その他路上喫煙の防止に関することについて

「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」第8条第2項において、「路上喫煙の防止の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するとともに、市長に意見を述べることができる」との規定を設けています。

具体的には、「効果的な啓発表示方法」、「加熱式たばこの取り扱い」などがあると考えており、このような事項について、今後の施策の参考とさせていただくため、併せてご審議をお願いするものです。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） どうもありがとうございました。お席へお戻りください。

それでは引き続き、青木委員長に議事の進行をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○青木委員長 今、お聞きいただきましたように、幅広い問題についての諮問がなされましたので、今後これを順次、この委員会の中で皆様のご意見をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、今日は議論の最初ということでもございますので、現在まで検討いただいている、事務局の方で市内全域の路上喫煙禁止をする際に当たっての検討すべき課題の整理をしていただいたものを、まずはご報告をいただきまして、ご質問、ご意見をいただくというふうに移っていきたいと思います。

では、事務局の方からご報告をよろしくお願ひいたします。

○木村課長 そうしましたら、資料の2番の方を見ていただきたいのですが、こちらにつきまして、これまでの経過も含めて、今の大阪市の取り巻く状況とかも含めまして、今後どういった課題で意見をいただいて反映していきたいかというところをご説明させていただきたいと思います。

まず、1ページ目を見ていただきまして、これまでの経過として、先ほどの諮問内容にも関わってくる部分ですが、ちょっと大きくおさらいを3点させていただきたいと思います。

まず1点目が条例についてですが、大阪市路上喫煙の防止に関する条例につきましては、平成19年の4月に施行いたしまして、現在でも市民の方には路上喫煙をしないように、全市域を対象に努力義務を規定しているような状況でございます。

3つ目の●につきましては、前回委員会でもご報告させていただいた内容をお伝えさせていただくのですけども、条例の一部を改正いたしまして、これまで喫煙所の付近については過料徴収の対象外としてきたところですが、9月1日付で、前にお伝えしておりました堂島公園の喫煙所を閉鎖型に変えることに伴って、全ての喫煙所の適正利用を促すという観点から、施設外に出てしまって喫煙をしている場合について

は過料適用対象に変更していくところでございます。こちらにつきましては告知の方もさせていただきまして、令和4年9月1日で施行いたします。

下の点線囲みのところに現行条例の要点を4点掲げさせていただいております。まず1点目が条例の目的でございます。市民の安心、安全、快適な生活環境を確保すること、あと、まちの美化及び健康、防災、防火の観点から制定してきたというところでございます。先ほどありましたように、路上喫煙の禁止は市民の努力義務とさせていただいているところです。ただし、先ほど過料適用の話もしておりますが、被害が特に発生すると認める地域につきましては、こちらの委員会の方で意見をいただいた上で、禁止地区として指定をしておりまして、そちらの中での路上喫煙につきましては、1,000円の過料を適用しているところでございます。

次のページに移っていただきまして、2点目、禁止地区の指定の考え方についてでございます。こちらにつきましては、当委員会の方でこの間、主な答申を2回いたしております。平成19年の答申につきましては、1点目として、市民に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域が禁止地区に相応しいだろうということ。通行者数が比較的多い地域、大阪を代表する地域で、啓発効果・PR効果の高いところ。地域の明確性を確保できていることというのが禁止地区の指定の要件というか、指定するに当たって考えられるポイントとして答申をいただいております。

2回目の答申が平成25年のものになるのですけども、禁止地区の考え方についてということで、路上喫煙による迷惑や被害の未然防止といった観点も禁止地区の指定にあたってあるのではないかということと、駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえて総合的に判断されたい。3点目として、禁止地区の区域につきましては、禁止地区の明確性を確保するという考え方を基本に検討・調整されたいということで、具体的に答申をいただいております。

下の点線囲みのところで、ポイント、設定要件といたしまして4点、主なものを挙げさせていただいておりまして、迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じる、通行者数が

比較的多いところ、啓発効果やPR効果を期待できる場所、明確性を確保することといった点を設定要件としてまとめさせていただいております。

次に3つ目です。最後に喫煙設備の考え方につきまして、路上喫煙対策委員会で答申を、こちらも2回主なものをいただいておりまして、「喫煙設備のあり方について」、平成19年には啓発効果、PR効果を有するということが喫煙所に求められるだろうということと、喫煙に起因する迷惑や危険に十分に配慮して設置しなければならないといったことの答申をいただいておりまして、平成25年の答申では、新たな禁止地区の指定に当たってはマナーを守った喫煙のための場所の確保も必要という意見、答申をいただいております。もう一点が、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ喫煙所（喫煙設備）を設けられたいというふうに答申をいただいておりまして、この答申に基づいて、これまで禁止地区を指定する際には、喫煙場所の確保について努めてまいったところでございます。

下の点線囲みのところに、ポイントを掲げさせていただいておりまして、喫煙所の設置の目的というのは、マナーを守った喫煙のための場所の確保というものが目的でございます。要件としましては2点、迷惑や危険を及ぼすおそれがないもの、PR効果を持つものということで、下に参考に、これまで設置している喫煙所を掲載しております。

続きまして、条例を施行した平成19年4月以降の喫煙を取り巻く状況も、かなり大きく変わってきておりますので、その状況の変化について説明をさせていただきます。

4ページの方を見ていただきまして、まずは先ほど経過報告のところでもご説明させていただいたところですが、令和2年4月に健康増進法の一部を改正する法律が全面施行されまして、受動喫煙の防止対策がルール化されました。大阪府におきましては、平成30年に大阪府子どもの受動喫煙防止条例が施行され、令和元年には大阪府受動喫煙防止条例が一部施行されて、令和7年4月には全面施行が予定されておりま

す。こういった状況で、喫煙をめぐる社会の状況というのは大きく変わってきて
いるような状態です。

2つ目の●のところに書かせていただいているのが、改正健康増進法についてです
が、喫煙禁止場所以外の場所につきましては、屋外も含めてなのですが、望まない受
動喫煙を生じさせることがないように、周囲の状況に配慮しなければならないとされ
ているところでございます。

3つ目の●ですが、私たちの感覚でもありますし、よく報道等でも書いておられる
ような記事なんかもあると思うのですが、法改正や大阪府の条例の施行に伴って、屋
内の喫煙については一定の制限が定められたことによって、屋内で喫煙できる場所が
減って、屋外での喫煙が増加していると言われております。こちらにも書いてないの
ですけども、一方、コロナの感染対策といたしましても、喫煙所が閉鎖されている状
況もございまして、そういったこともあって屋外の喫煙が増えているような状況も見
られるかなと思っております。

こちら、受動喫煙の防止の対策につきましては、健康局のほうからパンフレットを
添付させていただいておりますので、説明をさせていただきたいと思います。

○岡村課長 健康局、岡村でございます。

今の資料の件ですけれども、ご説明にありましたように、法と条例ができましたこ
とによりまして、多くの人が利用する全ての施設が原則屋内禁煙となったという状況
でございます。法律では、屋外についても喫煙する際には周囲に配慮しなければなら
ないとなっております。特に大阪府の子ども受動喫煙防止条例につきましては、子ど
もは自らの意思で受動喫煙を避けることが困難でございますので、周りの方が被害か
ら保護すべきであるという考えに基づきまして、全ての子どもたちが安心して健康的
に暮らせるように、住居、自動車等の生活空間や学校、通学路、公園、病院等の子ど
も供の利用が想定されるような空間等においては、受動喫煙をさせることのないよう
努めることは社会全体の責務であるというふうにされております。

2つ目の●ですけれども、健康局の方でも令和元年6月から大阪市の受動喫煙防止対策コールセンターを設置しております、私もそちらに勤務しているのですが、市民の方、事業者の方からの問合せ、相談、違反事案の通報を受け付けております。必要に応じて調査・指導しておるところですが、令和3年度におきまして、受動喫煙に係る通報としましては1,371件寄せられております。うち、今回の路上喫煙にも関係してくる屋外ですが、屋外に係る内容は949件ということで、約7割を占めておるような状況であります。法律ではやはり屋外についても配慮しなければならないということなので、関係部局とも連携しているところであります。

次に、別途お配りさせていただいておりますパンフレットについて、ご説明させていただきます。

こちらのパンフレットは、平成28年に厚生労働省より公表されました喫煙と健康、喫煙の健康影響に関する検討会報告書、通称、たばこ白書と言われるもの要点を取りまとめたリーフレットになっております。

開いていきますと、喫煙率を減少させることが重要であると、たばこの社会全体に与える損失は1.8兆円にも上りますと、成人の喫煙率を12%にします。未成年の喫煙はゼロ%にしましょうという目標が掲げられております。望まない受動喫煙のない社会の実現に向けてめざしていかなければならぬということが書いてあるということです。

次、開いていただきますと、たばこの害について、こちら、たばこ白書の概要のリーフレットなので、たばこの内容のこと、たばこの煙には発がん性物質が70種類あり、ニコチンの依存性があってやめにくいですとか、科学的な根拠十分というのがレベル1ですが、レベル1で、これだけのがんとか脳卒中、それから早産とか、低出生体重、大人の吸っている方には、このような影響がありますと、受動喫煙で周りの方では、大人の方についても脳卒中をはじめ、子どもについては、ぜんそく等々、根拠十分のレベル1であるというのが、これだけ示されているところであります。

同じ見開きの右の方で受動喫煙の対策、こちらについては、先ほど申し上げました、屋内が原則禁煙になりました。それから二十歳未満については、お客様、従業員ともに喫煙エリアへ立入禁止、それから技術的基準を守ってくださいというようなステッカーを掲げてください、標識が要りますよという説明になっております。

このリーフレットは、たばこについての啓発の冊子なので、たばこに関する色々な情報ということで、日本のたばこの価格は先進国の中でも低いですとか、たばこのパッケージについては、インパクトがあまりないですよねということとか、あと、加熱式たばこのことも諮問の中に入っておられたと思うのですが、こちらの方も、加熱式たばこにもニコチンや発がん性物質が含まれておりますというようなことで、たばこと健康にまつわることが概要で分かるようになっている資料でございます。

それから、今日、資料はないですけれども、新たに7月7日の読売新聞の朝刊で出ていた記事でご紹介いただいているのですが、国立がん研究センターが4月にアンケート調査された中で、周りのたばこの煙の不快感という項目がございまして、「不快に思う」、「どちらかといえば不快に思う」という回答が8割以上あり、8割以上の方がたばこの煙を不快だと感じておられるという状況です。喫煙者に限って言いましても、ご自身が喫煙されていますけれども、他人のたばこの煙に対しては否定的に感じるというのが約半数、48.4%あるということですので、今回、喫煙所をご審議いただくというのは、とても意義のあることかというように思っております。

以上です。

○木村課長 すみません、続きまして5ページの方、引き続きご説明させていただきます。

今回、全市域の路上喫煙の禁止に向けて、今後、どういった課題を審議して、ご意見をいただくかという点についてお示しさせていただいているものでございます。まずは、大阪市の取組といたしましては、令和4年3月に市長から、2025年大阪・関西万博の開催都市として、SDGsの達成に向けて路上喫煙の禁止対象を全市域に

拡大しますという方針が示されたところでございます。先ほどもありましたとおり、改正健康増進法や大阪府の受動喫煙に関する2つの条例の制定などの、社会状況の変化を踏まえて、受動喫煙の問題も含めて路上喫煙対策をより一層、進めていく必要があると考えております。特に路上喫煙の対策につきましては、現行の条例の制定からそういった社会状況の変化を踏まえながら、路上喫煙の全市域禁止に向けて、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境整備などの課題を整理して、条例の見直しや対応の検討を行いたいと思っております。

先に、今後ご意見をいただきたい課題の項目を5つ掲げさせていただいておりまして、まずは喫煙所（喫煙設備）の関係と、過料徴収及び啓発指導体制、たばこ市民マナー向上エリア制度、効果的な啓発標示・周知、そして最後に、先ほどもありました加熱式たばこの取扱い、大きくはこの5つについてご意見をいただきながら、他にも出てきた課題についてもご意見いただきて、今後の進め方について整理してまいりたいと思っております。

続きまして、参考の1の他都市資料ということで、8ページを見ていただけますでしょうか。こちらが2回前の委員会でも全市域禁止に向けて、全域を禁止している自治体について事例紹介をさせていただいていたかと思います。それから、またこちらでも調査を続けまして、そのときに紹介していなかった区などもございましたので、改めてこちら、資料として提出しておるところです。

こちら、見ていただきますと、東京都区部では9区、市町村では2都市が全域を禁止しております。前には紹介できてなかったと思うのですけども、東京都の中の右から2つ目、台東区は時間帯で、7時から9時は禁止というような形で、全域の禁止をしております。ただし、歩行喫煙につきましては常時禁止というような取扱いをされているところです。

それぞれの条例を見ていただきますと、上から3行目の条例施行の欄の日付を見ていただきますと、条例施行を最初にしていて、一定の取組を進めた後に全面禁煙を条

例改正してされているというような状況でございまして、過料の徴収をどれだけ徴収しているかということを表示されているところについては、参考に書いているところですが、ホームページなどで公表されてないところもございますので、公表されているところだけの掲載になっております。

こちらで見ていただきたいのが、前回の時も喫煙所がどれぐらいあるかということをご説明させていただいていたのですけども、こちら見ていただくと、特に先進的な取組を最初に進められた千代田区は、区営の喫煙所は5か所に対して、喫煙所を助成して設置をした喫煙所が58か所あるというような状況でございます。港区におかれましても、区営喫煙所が44か所あるうえに、さらに屋内になるのですが、37か所の助成による喫煙所の設置がされています。これに加えて港区は、その他のところにあるのですけども、定住促進で開発される、新たに建物を建てられるときに、要綱で一定の喫煙所の確保を促進させているということで、18か所、屋内に喫煙所があるということで、港区は合計すると、単純に99か所も喫煙所を設けて、路上喫煙の強化を行ってきているというところでございます。

ほかにも、世田谷区は区営喫煙所27か所に対して、助成で15か所造られているので合計42か所造られているところですし、渋谷区でも、同じく必置、設置の義務なんかを設けているみたいで、1万平米以上の建築物について、その他欄に書いている部分なのですが12か所、ほかにも指定喫煙所が10か所ということで、合計32か所の喫煙所を設けられています。東京都の中央区につきましても、区営が17か所の助成が8か所で、民間指定喫煙所が26か所（助成8か所含む）ということなので、それぞれの東京都の区におかれましては、公設の喫煙所だけではなく、民間が助成制度を使って喫煙所を設けるということをされています。特に東京都におかれましては、オリンピックの開催に向けて、しっかりと取組を進められてきたところもございまして、先進的な取組をされていますので、私たちもそういった東京の都区部の事例なんかを勉強させていただきながら取組を進めていきたいと考えているところでございま

す。

6 ページに戻っていただきまして、本市としては喫煙所につきましては、禁止地区の指定にあたって、先ほどご紹介させていただいた答申も踏まえて、マナーを守った喫煙をするための場所の確保も必要であるという考え方のもと、喫煙により他人の迷惑や危険を及ぼすおそれがないことを前提として、禁止地区の持つ啓発・P R 効果を高めることを期待して、喫煙所を設けてきたところでございます。

現在、国内では約 2 割程度の喫煙者の方がいらっしゃいます。また、近い将来、回復が見込まれるインバウンドの方、特に喫煙率が高い国からの観光客の方もいらっしゃいますので、そういう方にも配慮した対応が必要だと考えており、喫煙者と非喫煙者の両者が快適に過ごせる環境を構築することが求められていると考えております。

喫煙率につきましては、9 ページを見ていただけますでしょうか。前にも委員から世界の状況とかも教えてほしいと言っていただきました部分にもなります。まずは、国内の喫煙率につきましては、左の表の日本のところを見ていただいたら、男女合計で 20.7 % となっております。女性が 10.2 % に対して、男性が 31.1 % となっております。大阪市はどうかというと、右の表を見ていただきますと、大都市別の喫煙率を出しておりまして、大阪市は太く囲っておりますが、一番喫煙率が高いような状況でございます。こちらは 2019 年の厚生労働省の国民生活基礎調査の結果になりますが、他のアンケート調査などの大阪市のデータを見ておりますと、これよりも高い喫煙率が出ているものもございまして、他都市と比べますと喫煙率は高い状況でございます。

先ほどインバウンドにつきまして、お伝えしていたところですが、左の WHO が作成しております、世界各国の喫煙率を見ていただきたいのですが、大阪に訪れる外国人の方が、一番多いのは中国人の方、2 番目が韓国の方、3 番目が台湾の方となっておりまして、1 番目に多い中国と 2 番目に多い韓国の喫煙率のほうを見ていただきたいのですが、中国の喫煙率は全体が 25.9 % なのですが、男性に関しては 50 % と

いうことで、2人に1人が喫煙されるような状況でございます。女性が1.8%ということなので、男女の差はかなり大きいのですが、そういった高い喫煙率があります。韓国におかれましては、合計は21.5%ということなので、日本より若干高い状況でございますが、やはり韓国も男性の喫煙率がかなり高くて、女性は6%に対して、男性は37.1%と、男性の喫煙率が高いということでございます。

こういった状況を見ますと、やはり大阪市がこれから国際都市として発展していくためには、一定の喫煙者の方、特に全域禁止するということになると配慮が必要になってくるというのが、こちらで考えているところでございます。

続きまして6ページにもう一度戻っていただきます。3つ目の●のところ、市内全域における路上喫煙禁止の実効性の確保については、喫煙される方々のご理解とご協力にかかるところとして、喫煙をめぐる社会状況の変化や望まない受動喫煙防止の観点から、喫煙者と非喫煙者が共存できる分煙環境の整備、新たな喫煙場所の確保が必要だと考えております。

参考に、前に委員会でもどういった基準を喫煙所に関して設けられているか、何か事例があればご紹介いただきたいということでご意見がございましたので、10ページ、11ページのところに大阪府のガイドラインのほうを掲載させていただいております。こちらは大阪府が屋外分煙所のモデル整備を行うにあたって作られているガイドラインになります。1つ目が整備場所のところをちょっと見ていただきたいのですけども、こちら受動喫煙の対策に合わせて考えられているモデル整備になります。整備場所として掲げられているのが、1つ目が第一種施設の近隣ということで、こちらが条例でも、特に屋内の喫煙にあわせて敷地内の喫煙についても規制がされているような、学校とか病院とか児童福祉施設が対象となってくるものです。そういったところについては、屋外に喫煙される方が出てくるだろうということを想定されて、その第一種施設の近隣に喫煙所の整備をしたらいいのではないかということで挙げられているものでございます。

第二種施設というのが、下の第一種施設以外の施設になるのですけども、どういった場所が整備場所として考えられるかというので2点挙げられていて、まずは飲食店など密集する繁華街の周辺、2つ目が鉄道駅周辺ということで、2つの整備場所がガイドラインの方に掲げられております。右に整備主体を想定で書いておられるのですけども、自治体だけではなくて、第一種施設に関しては第一種施設の管理者であるとか、繁華街であれば、それぞれの繁華街の施設の事業者とか商店街などが設置主体として考えられるのではないかというように書かれておりまして、鉄道駅周辺につきましては鉄道事業者や駅ビルの管理者、駅周辺の事業者のテナントなどが想定されるということで掲載されているものでございます。後でここら辺の整備場所の考え方について、率直に委員の先生からもご意見をいただきて、今度、大阪市が整備をどういったところにしていくかというところの参考にさせていただきたいと思っておりますので、後でご意見いただけたらと思っております。

次に、3-2のモデル整備のガイドラインの内容ですけども、前に厚生労働省の技術的な留意事項はご説明させていただいておりますが、それに加えて、大阪府ではこのページの右下の四角のところ、厚生労働省の基準以外の屋外分煙所の考え方として、例として挙げられているのですけども、そこでは大きく3点掲げられておりまして、1点目が、通常、周囲を人が通行しないことということで、2点目が、構造上、屋外分煙所の壁が設置困難である場合は、管理権原者の判断で対応したらいいのではないかということで書かれておりまして、3点目としましては、その他の状況の総合判断が必要だということで、周辺環境を確認する必要があるということで、大阪府がガイドラインにまとめております。ここにつきましても、率直なご意見をいただきて、こちらでも反映させていただきたいと思っておりますので、後でまたご意見のほうをいただきたいと思っております。

続きまして、7ページの方に戻っていただきまして、喫煙所の整備について、大阪市では具体的に、先ほどの厚生労働省の技術的留意事項以外に、喫煙所の設置基準と

いう明確な基準というのではないような状態でございます。現時点では大阪市内の乗降客数とか、昼間人口などの人流の調査、さらには喫煙所の状況を踏まえて、駅前・駅周辺を基本に用地を確保して、喫煙所の整備を進めたいと考えておるところでございます。

人流の状況につきましては12ページに大阪市の状況を載せておりまして、大阪市の人流の状況につきましては、それぞれ、例えば大阪駅でしたらJR大阪駅、大阪メトロの梅田駅、東梅田駅、西梅田駅や、JR北新地駅とか、阪神、阪急の駅を一括りにして、どれだけの乗降客数がいるかというのをまとめているものでございます。これ見ていただきますと、右にも書かせていただいていますとおり、赤で書いている丸が一番人流が多いところでございまして、50万人以上のものを赤とさせていただいております。具体的には、大阪駅周辺が、1日の乗降客数が145万人となっておりまして、もう一つ、なんばの周辺が赤になっているのですけど、ここは62万人となっております。続けて多いのがピンクの円のところになるのですけども、こちらが50万人未満30万人以上のところでございまして、淀屋橋の周辺の地区であるとか天王寺の周辺とかが多く、天王寺の周辺で言いますと、48万人の1日の乗降客数がいらっしゃいます。御堂筋とさせていただいている次のオレンジのところになるのですけども、オレンジは30万人未満10万人以上のところになりますて、そういった円のところも見ていただきますと、やはり人数が多いところかなと感じていただけるようなところに丸がついているかと思います。

実際、ちょっと矢印で括っているのですけども、大阪市の乗降客数を見ますと、この南北の基軸、大阪市の中心部にかなり人流が集中しているのが分かっていただけるかと思います。ただ、ほかにもそれぞれ起点となる駅も、水色でも掲載させていたしたり、黄色い丸でも掲載しているところなのですけども、そういった所もそれなりの人数がその駅を利用されていますので、そういった所も対策が必要なところになってくるかと考えております。

下部に、参考に文章でまとめさせていただいているのですけども、昼間人口を2つ目のなお書きのところで書かせていただいている。昼間人口につきましては、大阪市全体で354万3,449人になるのですけども、一番多いのが中央区でございまして、45万4,554人となっております。次いで、北区が41万1,133人、淀川区が22万8,116人となっております。昼夜間人口比率で言いますと、中央区は488.4%、北区が332.5%、西区が191.3%となっておりまして、市内の中心部で、流入人口が流出人口を多く上回っているような状況が見受けられます。

また7ページに戻っていただけますでしょうか。2つ目の黒丸のところになりますが、先ほど見ていただいたところは本当に中心部のところでございまして、そこに喫煙所を整備していくとなると、用地の確保などがかなり難しいというのが、事務局で考えているところでございまして、先ほど東京都の事例もそうですけども、都心部はやはりなかなか場所を探すというのが難しいところがございまして、他都市では誰もが利用できる喫煙所の整備に、助成制度を設けられている都市などもございますし、事例で申し上げますと、健康増進法の施行などに伴って、喫煙場所の提供に合わせて、自動販売機やデジタルサイネージなどで広告収入を得るような喫煙のビジネスモデルみたいなものも東京でございまして、そういうものも事務局で勉強させていただきながら、本市においても、市による設置に加えて、民間の施設や管理地において、誰もが利用できる喫煙所設置を促す助成制度を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

参考に13ページの方を見ていただけますでしょうか。こちらが先ほど他都市の状況ということで、東京都を中心に全域禁止の場所をご紹介させていただいたのですけども、東京都の場合、先ほど申し上げたとおり、助成制度を使ってたくさんの喫煙所を整備しております。中身を見ますと、設置にあたっての上限額の欄を見ていただきたいのですけども、それぞれ、コと書いているのがコンテナ型、パと書いているのはパーティション型・開放型になるのですけども、上限額1,000万円とか、パー

ティション型で600万円といった、かなり大きい金額の助成額を設定した上で、助成率を見ていただきたいのですけども、100%の助成率で喫煙所を設置しております。これは先ほども申し上げた、公で場所の確保が難しいということもあって、どちらかというと、行政に成り代わって喫煙所を設置して運営していただいているという考え方に基づいて、助成制度を設定されているということになります。設置に当たっては、5年間という縛りをかけた上で設定されているところが多くて、一部、新宿区はパーティション型は10年というような形で継続期間を設けております。維持管理につきましても、上限額が高いところでは、千代田区は264万円ということで、年間維持管理費も助成をしながら、喫煙所の維持管理をしているという状況でございまして、こういった状況を踏まえて、喫煙所の場所の確保については、進めてまいりたいと考えておるところでございます。

今、本市として考えているところは、一旦こちらまでになるのですけども、ご意見の方をいただけたらと思います。

○青木委員長 たくさんの情報をご説明いただきましたので、なかなか大変だと思いますけれども、いろんな観点からのご報告をいただいている。

それで、今日諮問いただいた論点は多数にわたりまして、そもそも市内全域の路上喫煙禁止ということの、その政策自体について、それに関わってのご意見というのもあるとは思いますが、喫煙所について集中的に議論をいただきたいということで、少しの喫煙所の話を詳しくご報告をいただいている。これについて先に、なぜ喫煙所の話を最初にするのか、必ずしも喫煙所が最初の論点とも本来は思えないところを先にせざるを得ないことをご説明いただいていいですか。

○木村課長 委員長、ありがとうございます。

この資料の最後のページのスケジュールのところを見ていただきたいと思います。

今回諮問させていただいた中で、大阪市全域のスケジュールを事務局として考えているものを時系列に書いているものでございまして、ゴールといいますか、202

5年の1月を目途に全市域禁止をしたいと思っておりますので、それに向けて、それぞれ準備を進めていかないという中で、まずは喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の整備を先に進める必要があると思っておりまして、上の矢印が、委員会としてこれから諮問していって、どういうふうに取りまとめていくかというところを示しているものでございまして、本日7月に諮問いたしまして、来年の9月には最終答申として全体を取りまとめたいと思っておるところですが、それに先立って、喫煙所につきましては本年の9月中旬に、一旦意見集約のほうを終えさせていただいて、本年9月中には中間答申をいただいた上で、喫煙所の設置の指針であるとか、設置の基準を一定、大阪市として確定した上で、具体的に喫煙所の設置の候補地などを探して、令和5年度と令和6年度で喫煙所の設置を急いで進めていきたいと思っておりまして、そういう観点から、先に喫煙所についてご意見いただいて、中間答申としてまとめ上げたいと思っておるところでございます。

さらに、条例とか制度の設計につきましては、最終答申をいただいた上で確定して、条例を改正した上で、しっかりと市民周知を令和6年度に入ってからした上で、過料徴収までの間に、しっかりといつから禁止になりますということを周知させていただき、違反者がおらず過料徴収を取らなくてもいいような状態で、2025年1月を迎えたたらというふうに考えておるところでございます。

スケジュールについては、以上でございます。

○青木委員長 ありがとうございました。要は喫煙所等を設けるにはいろんな準備とか、各区ごとに置かれるようですので、各区ごとの地域での調整とか、いろんなことに時間がかかるということもあって、早めに設置指針とか基準というのを設けたり、あるいは予算化を進めたりということが必要だということなのですね。

ということもありまして、まずは喫煙所のことからご意見をいただきたいということであります。とはいって、今、初めてご報告をいただいているので、今日この資料2につきまして、どの点でも結構ですので、ご質問しておきたいこととか、あるいは

重ねて、こんなことも調べておいてほしいというご要望も含めて、各委員から気がついた点をいただければというのを、まずさせていただいた上で、喫煙所についてのご意見も頂こうかなという順番でいきたいと思いますので、まずは全般的にいかがでしょうか。どなたからでも結構です。

では、谷内委員お願いします。

○谷内委員 喫煙所の設置に関する質問なのですが、この13ページ目にかなりの金額の設置に対しての助成が、他都市ではされているということで、これはもう市が独自で設置するよりも、この1,000万円の補助を出した方が安く設置できるという判断でされているのかなと思うのですけど、大阪市の場合でもそのぐらい費用を助成したほうが、どのぐらいの助成をかけても、大阪市でするより、このぐらいの助成額であれば、市で整備するよりもコスト的に安く済むというご判断なのかなというのと。

あと、これ新規の喫煙所に対してかなと思うんです。今、いろんなビルに喫煙所があると思うのですが、そういったところで、一般の方が利用できるようにするとか、そういった、ちょっと難しいかもしれないですけれど、そういったものに対する助成なども効果的なのかなと思うのですけど、そういうことは可能なのでしょうか。

○木村課長 ありがとうございます。そうですね、大阪市に関しては、基本的にはできるだけ受動喫煙が生じないような喫煙所を造りたいということもあって、閉鎖型、前回、堂島公園の指定の時にもご議論をさせていただいたところですけど、そういうしたものも基本的には設置できたらというように考えておるところでございまして、大阪市として設置する場合のコストというのは、今、堂島公園の最終的なコストなども見ながら確定できるところですが、民間の喫煙所に関して、どれぐらいの費用がかかっているかというところにつきましては、この補助制度などを確認しているところなのですから、それぞれの自治体に実績を確認しておりますが、これぐらいの金額で助成が実際成り立って、設置費用を賄うことができているかどうか、促せることがで

きたかというのを確認した上で、金額の決定なんかもこれから検討をしていく中で設定してまいりたいと思っております。

ただ、大阪市内で民間が設けられているようなものも、見させていただいたりしているのですけど、それについては設置費用、1,000万円以内で何とか作れているような状況が分かりまして、5つぐらいの喫煙所を見させてもらったのですが、それを見ますと、民間であれば、もともとテナントが持っていたりとか、いろんな事情があると思うのですけども、この一番高い上限額で造られているところを見ると、それで促す効果が上がっているのではないかというのが、まだ検討段階ですけど、見ていると、そういう状況が見受けられたところです。一定、公設置よりも、民間の方が効率的に、費用対効果なども上手に設置されているところがあるかなというところもあります。

あと2点目の、今、既存である民間の喫煙所につきましても、今、どういった形ができるかということで、一定きちんと基準を満たしているものであって、さらに誰でもが使えるような状態で開放していただけるということであれば、実際、公設置であったり、それを喫煙所と同じような役割を担っていただける部分もあるかと思いますので、そういうものをどうやって活用できるかというところも勉強して、今後の進め方の検討をしたいと思っております。

○谷内委員 最初に大阪市全域で広げると言ったときに、有効性がどうなるのかなと心配していました、やはり喫煙所との分煙というのをきちんとできないと、結局、溢れ出てしまうと、喫煙者の方にとっても非喫煙者の方にとってもすごく不幸なことになりますので、この千代田区みたいに件数がかなり多く設置できるのでしたら、助成制度をぜひ充実したものに設定できたらと願っています。

○青木委員長 ありがとうございました。

ほかの皆さん、いかがですか。玉川委員、お願いします。

○玉川委員 玉川と申します。

私もこの助成制度を見せていただいて、すごく他都市、充実してるんだなと思っておりました。本日のご説明聞きまして、大阪市さんでも同じような考え方でやられようとしているということを聞きまして、すごくそこはいい方向だなというふうに感じております。

全市にこの路上喫煙禁止を広げていくにあたってなんですかけれども、12ページにあるような、人流等をまず見た上で、やはり一番多いところから広げていくという方針なのか。その場合に、例えば予算の兼ね合いもあるでしょうし、また、その目標設定というものもない、なかなか進まないのかなと思ったりもしています。先ほど委員長が少し、区ごとにということをおっしゃっていただきましたけれども、その辺、例えば、この区で何か所とかいうような感じの設置目標をつくって、それに向けて行政で作るもの、民間で作るもの、民間に助成するものといった形の役割分担をされるご予定なのかとか。また、その区で何個と決まっておったとしても、やはりこの12ページを見ますと、御堂筋線沿いが一番多いので、まずはその周辺の区よりも中央の区から始めていくのかとか、その辺の方針については何か今、お考えあるんでしょうか。

○木村課長 ありがとうございます。市の内部も走りながら検討しているところでございまして、本日も区の関係者の方と意見交換をしながらやっているところでございまして、先ほど玉川委員がおっしゃっていただいたとおり、やっぱり状況に合わせて設定していく部分もあるでしょうし、この間、喫煙所の設置に関してはPR効果、啓発効果も併せ持つものだということも言っていただいておりまして、これから大阪市全体で路上喫煙禁止について、ご理解を市民の方にしていただきながら進めるにあたっては、各区にもそれぞれそういうPR効果のある喫煙所がないといけないというようには考えておりまして、その辺は人流とか、路上喫煙の状況とかも確認しながら検討してまいりたいと思っております。

○青木委員長 ありがとうございます。

続けてどうぞ。

○玉川委員 すみません、では、その設置目標数は全市として設けられるとか、各区ごとに設けられるとか、その辺はお考えあるのでしょうか、

○木村課長 そうですね、その辺りがちょっと難しいところですけども、一定、先ほど昼間人口であるとか、乗降客数から先ほどの大阪市の喫煙率なんかを一定勘案すると、それなりに喫煙者数がいらっしゃるという状況もございますので、そのうち、きちんとマナーを守って吸っていただいている方がどれぐらいかということも考えながら、一定、ボリューム感みたいなものは検討しながら、一定これぐらいは必要だというのを検討して、そこに向けて2年間で作っていくというイメージで進めていかないといけないかなとは思っております。

○青木委員長 ありがとうございました。

いかがですか。山内委員、お願ひいたします。

○山内委員 委員の山内です。

私自身は大阪市PTA協議会からPTAを代表してというつもりでここに来させてもらっています。PTA行事なんかで学校の施設を使わせていただくとか、学校行事でPTA関係者が運動会とかでお手伝いすることもありますけども、どうしても保護者にも一定数、喫煙者がおりますので、そういう方は学校の敷地内でたばこ吸うわけにはいかないということで、大体、門を出た公道で吸っておられます。市内全域で喫煙できないとなると、もちろんそういうこともできなくなろうかと思います。その際に、学校ごとに喫煙所を設置してもらうというのもおそらく現実的じゃないので、多分、学校の校長先生なんかの裁量で、敷地内的一角ですとか、どこかの部屋を喫煙所にしてもらうことになるのかなと考えておるのですが、そういうことでいいのかどうかということ。さらにそれを学校以外に押し広げて考えると、こういう施設であれば施設の裁量で、喫煙所を施設内に設けていいんだとか、こういう施設であれば中で吸わせるわけにはいかないから、外に喫煙所を設けるんだとか、そういうこともある程度、

検討いただいているかなと思うんですが、もし現段階でどういう枠組みで、こういう施設は中で、こういう施設は外でということについて、もしお考えがあればお聞きしたいと思うのと、これからということになりましたら、そういう観点をご検討の上で、明確にいずれかの段階で示していただければと思っております。

○木村課長 ありがとうございました。山内委員の意見はすごくわかり、私どものところにも、実情と理想との間というのがよく届けられているところですけども、基本的には、先ほど受動喫煙の観点から言いますと、学校というのが第一種施設になりますて、原則、施設の中に喫煙所というのは設けられないというのは、まず法律で決まっておりまして、さらに大阪府の受動喫煙防止条例では、もう一つ制限が厳しく加わっておりますて、基本的には敷地内では喫煙所を設けるということができないような状況になっております。

なので、ちょっと学校周辺というのが特に難しいところでして、この間、この委員会だけではないですけども、市民の代表である議会などでも、逆に通学路は先に禁止地区に、今、禁止地区が6地区ある中で、全市禁止よりも、先に学校周辺だけ禁止地区に拡充してくれないかという意見もあったりするぐらい、子どもの受動喫煙を守るという観点からカバーしないといけないところであり、そこに喫煙所を設けることは非というのもございますので、その辺りは難しいですね。

○岡村課長 まず屋内というものに関しては、必ず法律と条例を守った上で、喫煙所は設置するということになると思います。路上喫煙対策ということであれば、基本的には屋外でという扱いか、もしくは屋内というのであれば、屋内の喫煙が許されているのは、法律で言うと4種類あるのですけれども、その中の、細かく言ういろいろあるのですけども、専用室なりとか、公衆喫煙所という言い方になるのですが、その中のいずれかということで、いずれも遵守していただく必要があるということになります。

○山内委員 ありがとうございました。また引き続きご検討ください。

○青木委員長 ぜひ要望も含めて、現場の実感から、またご意見をいただければと思います。

他いかがでしょうか。近藤委員、お願ひいたします。

○近藤委員 玉川委員がおっしゃったことと、かなり重なる部分があるのですけども、今後いろいろ議論していく中でも、玉川委員が目標値とおっしゃいましたけども、規模感というのですか、どれぐらいの喫煙所の設置数なのかという、これについて、いつ頃までに明確な数字を出すというのを、日にちを区切ってですね、それが決まった上で、じゃあ助成金がどうなるんだ、どういう規模のものにするんだというふうに考えていかないと、その部分が、ボリューム感が分からないと、あらゆる事業がピンぼけになるような気がします。ですから、それが、一旦数字が出てしまって先歩きするまずいということもあるかも分からんんですけども、例えば玉川委員がおっしゃったように、ちょっと小さいエリアで、区を何か所に分けて、じゃあそこは駅が何か所ある、繁華街はこういう所にあって、こうある、だからこのエリアでは何個必要ということを市全部で積み上げて、結果としてこうなりましたと。そこからやっぱり議論を始める必要があるかと思います。

それと、あと2つ、2025年から大阪市が全面禁煙になりますということは、この間、新聞でも発表されましたし、関心のある人は知っているかと思うんですけども、今の時点ではやはり知らない人が大半だと思います。ですから、大阪市としてそういうことを、できるだけ早く周知するためにどうするかということも、視点の1つに入れていただいたらと思います。

その中で、それと関連するのですけども、前回、山内委員がおっしゃっていた、市民マナー向上エリア制度ですか、私も実はこういうことがあるというのは知りませんでした。ですから、これをもうちょっと積極的に活用して、今現在、70団体とかですけども、もう700団体とか、それぐらいの規模で増やしていくのだというようにして、その配布物もポイ捨てやめようじゃなくて、2025年からこうなりますとい

うのに変えてやるようなことをすれば、マナーの向上プラス周知できるということが、相乗効果があつていいのではないかと思います。

そのときですけども、やはりボランティア的にあまり期待するというよりは、何らかのインセンティブでやつていただく団体を、それをなかなか金品で云々ということはちょっと難しいと思うのですけども、僕がちょっと思いますのは、例えば企業ですと、今、SDGsに取り組んでいるということが証明されれば、例えば保証協会付きで借りるときに、金利の優遇があるとか保証料の削減があるとか。SDGsの中には地域社会に貢献する企業であるというのが謳われていますので、こういうことに取り組むということがSDGsの1つの項目であつて、そうすると、企業としてもイメージ向上にもなるし、実質的にそういうことをやつていると、金利だとか、いろんなものでインセンティブがありますみたいなことをもうちょっと広く知らしめるようなことをされてはいかがかと思います。

○青木委員長 ありがとうございます。何かコメントございますか。

○木村課長 マナー向上エリア団体は、市民の方であつても、事業者の方であつても、大阪市と同じ方向を向いて活動していただくなためには、前にも確か議論があつたと思うのですけど、メリットになるものをできるだけ提示をしながら進めていかないと、なかなか進まないというようなご意見があつたと思いますので、今後の進め方について、検討する際に参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○青木委員長 それから、最初におっしゃられた規模感の提示ですけども、もちろん予算とか、いろんなものがあるので、具体的な数字目標というのを、なかなかすぐには出せないだろうとは思いますが、委員会としては、そういう予算やその他のことはあるけれども、我々の観点からすれば、この規模感でこの程度のことはやってほしいと、こういう意見を出させていただいていいという理解でいいですね。

○木村課長 そうですね、ちょっと数的なものになってくるかは、これから思つてているのですけど、まずは先ほどスケジュールのところでもお伝えしておりましたと

おり、設置に向けての考え方、どういった場所で、どういう考え方で、何パターンがあると思うのですけど、屋内に設置する場合、屋外に開放型で設置する場合、コンテナ型というか、閉鎖型で作る場合という、そういう設置の基準のところをまずちょっとご議論させていただいた上で、それを今度は市の内部の方でも議論して、それを踏まえた中で整理をしていくことになると考えています。現在、各地域の実情を把握されている各区役所へも照会を行って、路上喫煙について意見集約とともに実施している状況なのですから、喫煙所についてもどれぐらい設置できるかということも併せて考えながら、どれだけ公設置で作り、どれだけを民間で作るということを検討しながら、予算が次年度どれくらい必要かというところを明確にさせていただくようなことになりますので、そこまで、どれぐらいのものをご提示できるかは、これから、今日ご意見頂いたものを踏まえて検討したいと思っております。

○青木委員長 申し上げた趣旨は、もちろんこここの委員会で数とかを決めるということではないと思いますけれども、こういうところには置いてほしいとか、こういう観点で設置の目安を作ってほしいとか、そういう視点ですね、それはここで出させてもらって、その結果、どういう規模感になるかというのは出てくるのですけれども、そういうことは申し上げさせていただくということでおろしいですかね。はい。

それから、今日は時間がなかなかないのですけれども、具体的にどんな喫煙所がいいかとか、それから喫煙所の設置について公的な役割と民間の役割、どうあるべきかみたいなことについても、今日も少し出ておりますけど、ご意見をさらに頂ければと思います。

小谷委員、すみません、ご質問でもご意見でも結構ですが、いかがでしょうか。

○小谷委員長代理 ありがとうございます、小谷でございます。

ちょっと感想と、あとご質問をさせていただきたいと思います。先ほど来から喫煙所のどういったタイプのもの、あるいはどういった場所から中心に行うかといったご議論があると思いますけれども、もちろん路上喫煙対策としての有効性にも関わりま

すし、また、それを全域で実施していくための助成金等の配分にも関わり、それが全域で出していくためのスピード感にもなると思うので、先ほど委員長からもお話がありましたが、議論の土台として、ある程度、タイプを、人流の関係とか、場所によってこういったタイプが一応モデルとして考えられるみたいなものをお示しいただいて、個々の諸事情も踏まえながら、適切かどうかという議論を進めるようなイメージを持てたら助かるかなというふうに思いました。

少しご質問させていただきたいのは、まず今回、全域に路上喫煙の禁止エリアを広げるにあたりまして、万博の開催であるとか、またＳＤＧｓの達成というふうに出ているのですけれども、これは具体的にはＳＤＧｓといえば、どのゴールについて特にコミットするという意識でいらっしゃるのか。それはおそらく条例の観点として、まち美化、健康、防災、防火と出ていますけれども、今回、健康の面とかをかなり踏み込んで考えていくという方針を示されることにもなるのかと思いますので、その点を確認したいと思います。

また、そこに関係するのですけれども、やはり全域としますと、これまで禁止区域の設置要件を、一応4要件ぐらいですかね、挙げていらっしゃいまして、それに対して大阪市では過料の徴収をやってきたわけですので、全域禁止とするということで、やはり喫煙者の権利への配慮とか、これまで過料を取ってきたことについての法的な立てつけという言葉が少し変わらざるを得ないといいますか、少し論理構成を強化する必要があると思いますので、その点の考え方として、東京都の各区のご紹介があつたところの考え方というのが参考になると思います。台東区であれば、全域としつつも時間で区切っているという形がございますし、それから一方で、喫煙所をどれだけ確保するかとかいう点でいきますと、必置義務を設けていたりとかするような形というのも注目されるところかなと思います。

例えば路上駐輪の問題なんかでは、一定規模の施設については必置義務を、附置義務を設けてというような形でしてある例もありますし、あれも安全もありますけど、景

観もあったりとか、いろんな要素から附置義務をつけてるところかと思いますので、その辺のちょっと法的な論理構成についても、また今度、ご教授いただけると助かると思っております。よろしくお願ひいたします。

○青木委員長 ありがとうございます。

質問の部分について、今、分かる範囲でお願いできますでしょうか。

○木村課長 まずは先ほど小谷先生、おっしゃっていただいたとおり、こちらの考え方を次にどういった設置の考え方で、どういう場所にはどういったタイプのものを設置するかというのを、まとめたものをご提示させていただきながら、次回ご議論させていただけたらと思っております。

先ほど言つていただいた、そうですね、SDGsの考え方のところ、そこも併せて次回、行政だけでなかなかできない部分もあって、今回、これまで市民等の責務というような形で努力義務と、大阪市の施策に協力するように義務を課していたのですけど、もう少し分散をして、行政としての施策の立案だけではなくて、それぞれの条例の対象になる場所の管理をされている方たちについても一定、努力をしていただくこと、そういったことちょっと整理をしないといけないと思っておりまして、そういった考え方もお示しさせていただけたら、次回のときに併せてお示しさせていただきたいと思っております。

あと、先ほど全市に展開することにあたって、やはり法的な論理構成も整理しないといけないではないかというご意見もごもっともだと思っておりまして、これまでの特に被害が生じる可能性の高い場所だけを禁止地区として設定してきたのではなくて、全般に広げる立法動機といいますか、そういったところも今、私どもが考えているところで言いますと、これまで喫煙に対して、まだ屋内が制限されてなかつたときは、屋外を一定、規制をかけている状態であったところが、屋内が厳しくなって、喫煙者の方たちも板挟みのような状態になって、マナー違反も少し増えているような状況がこの間、ちょっと見受けられる中で、一方、健康に関して、健康増進法がしっかりと

作られてきて、喫煙しない方たちを保護しないといけないというような社会風潮も強まってまいりましたので、そういう背景を基に強めていく、きちんと受動喫煙が生じないような対策を取っていくという立法動機になるかと思っておりまして、そういったところを整理した上で、条例の目的なども最終的には整理したいと考えてるところです。

なので、先ほど、喫煙所に関するもそのといった観点から、喫煙者の方のご理解を得て進めていくためにも、今の6地域で6個というのは少ないので、東京の事例とかも参考にしながら、数を増やしていくかといけないというのを考えておるところです。

先ほど港区の、建物を設置するに当たっての附置義務みたいなところもあるのですけども、基本的には駐輪場などは、商業施設であるとか、住民の利用など、一定数、数が見込めるようなところに関して附置義務条例というような形で、大阪市でも一定規模、設けるようにというように制定しているところではあるのですけども、建物がどういったものを建てられるかにもよりますし、用途に応じて喫煙者がどれぐらい見込めるかというのもなかなか難しいところでもございますので、今の段階では、なかなか整理をするところは難しいのかなと思っておりますが、そこら辺も事例がありますので、勉強させていただきながら、今後参考にさせていただきたいと思います。

○青木委員長 よろしいですかね。

○小谷委員長代理 ありがとうございました。逆におそらく他の自治体さんでもいろいろな工夫の結果としてこのようないろいろなされていると思いますし、今、ご説明あったように、路上喫煙に関しては、施設の性質とか、そういったもので、もう少し細分化しなければいけないという難しい点もあると思いますので、また情報提供いただければと思います。特に過料が設定されてない自治体もありますので、そういったところも考えなくてはいけないのかなというふうにも感じました。ありがとうございました。

○青木委員長 ありがとうございます。

時間が来ておりまして、時間がない中で、喫煙所の問題は次回以降、さらに集中的に検討していただきたいと思いますが、今日の段階で、何か次回に向けてご要望とかないですかね、資料とか。大丈夫ですかね、ご注文等。次回、もう少し具体化した喫煙所の在り方についての考え方は、いろいろな資料も含めてご準備いただけると思います。

私の方から 1 点は、そもそも全市喫煙禁止にすることに伴って、結局、重点的にエリアを絞ってやっていたことがばやけてしまうという心配がやっぱりあると思うのですね、ですから、禁止エリアの効果的な、取締りという言葉は嫌いなのですが、そういう禁止と、それから全市での全般的な広げるということを両立させる方法というのを考えていかないといけないと思いますし、そういう観点から少し質問の内容と直接関係するかどうかもありますけど、そういう点の幾つかの施策というのも必要なというふうには思っていて、特にですから 3 番の過料徴収や指導啓発体制のところでにおいて、そういう効果的な対応と全市的な対応の両輪をどういう手法で達成していくのかみたいなことが、やっぱり要るのではないかというふうに思っているところです。

それから、条例ができないと禁止になりましたよと言えないみたいなところもあると思うのですけれども、ただ、それになりますと、令和 6 年になってから宣伝したのでは、近藤委員が言うように遅いと思いますので、今も条例上は努力義務ではあったとしても路上喫煙禁止なわけですから、それをもうちょっと上手に使って、今からもう宣伝を始めるような方策を 2 年がかりでするというのも、優先度の高い話ではないのかなと思っておりまして、それも少し 10 月以降の早めの段階で議論ができたらいのではないかとも思っておりますので、1 回目で言っとかないと忘れてしましますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そうしましたら、本日は、もっとご質問したいこともあつただろうと思いますが、時間の関係で今日はここまでとさせていただきまして、次回に、また詳しい資料が出

ますので、それに基づいて委員の皆さん方、ご質問、ご意見を考えてきていただければというふうに思います。よろしいですか、ほかにご意見大丈夫ですかね。

(なし)

○青木委員長 それでは、本日についての議論としてはここまでとさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは事務局にお戻しします。

○事務局（松倉課長代理） 本日は青木委員長をはじめ、委員の皆様方には大変お忙しいところ、ご審議賜りまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第39回大阪市路上喫煙対策委員会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後 5時02分